瑞宝双光章を授ける（各通）　岩嶋　一雄　近藤　照男　中村　重利　蓮池　宏一　山崎恵美子
瑞宝双光章を授ける（各通）　折手　千彦　佐藤　正昇　沼田　政夫　服部　春樹　吉田
瑞宝単光章を授ける（各通）　小針　繁雄　中尾　正誼　橋本　昭利　前田　安慶名　板垣　正好　（山形県警部補）　亀井　壽長　兒玉　由夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十八日）　伸興　下山　優一　久保寺　令　溝渕　芳久　野崎　忠勝　倉持　昭平　大島　俊晴　石田　清春　古河　幹男　高木　隆夫　小山市橋　新庫　熊野屋　百次　中野　和宏　正清　島田　嘉弘　越川　紀男　森　一濱田　治茂　國廣　秀雄　小林　友次　大内　正一　山田　勝廣　村田　恭博　神田橋　升男　星野　隆史　巻田　哲夫　大迫
瑞宝双光章を授ける（各通）　陸藏　一勝　宮崎　忠　鈴木　清　小松　昭　川崎　一　森　一　野尻　紀興　（六月二十日）　（六月二十二日）　（六月二十三日）
瑞宝双光章を授ける（各通）　二石川　忠臣　平井　海老根　明　二宮　勝美　幹　松坂　剛　山田　昌平　柴田　哲夫　山遠　彰　野崎　芳久　溝渕　一優　久保寺　令　山下　伸興　（以上六月十九日）
瑞宝中綬章を授ける　（鳴門教育大学名誉教授）
瑞宝単光章を授ける（各通）　（以上六月二十四日）

○返上の請願

勲章単光章返上の請願の件許可された（七月十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月二十六日モルディブ国の独立記念日につき、同月二十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁発表

産　業

標準仕様書（ＴＳ）の公表について

日本工業標準調査会の審議を経て、平成27年7月28日に下記の標準仕様書（ＴＳ）を公表した。

平成27年7月28日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

1．ＴＳ名称及び番号

公表するＴＳ名称及び番号

無線式列車制御システムにおける無線システムの性能要求決定手順　ＴＳ　Ｅ0001

2．意見提出先

国土交通省鉄道局技術企画課

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び沖縄総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

関東地方交通審議会は、関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231－8433神奈川県横浜市中区北仲通５番57号」あて提出されたい。

1　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

2　適用する地域　関東運輸局の管轄区域

3　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成27年7月28日

関東地方交通審議会会長　佐々木　隆

公　告

諸事項

保険業法に基づく供託金取戻しの公示

保険業法施行令（平成７年政令第425号）第27条第３項の規定に基づき、次のように公示する。

1．供託者の商号　アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー日本支店

2．住所　東京都千代田区内幸町１丁目１番７号ＮＢＦ日比谷ビル11階　弁護士法人中央総合法律事務所

3．清算人氏名　錦野　裕宗

4．取戻しをしようとする供託金の額

金200,000,000円

5．前号の供託金につき保険業法（平成７年法律第105号）第190条第６項に基づく権利を有する者は、平成28年１月28日までに、外国保険会社等供託金規則（平成８年法務省・大蔵省令第１号）別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出されたい。

6．前号の期間内に申請書の提出がないときは、配当手続きから除斥される。

平成27年7月28日

金融庁長官　森　信親

工場財団

富山県中新川郡立山町西芦原新１番地１**中越合金鋳工株式会社**の工場財団に富山県中新川郡立山町西芦原新字西芦原前１番地１中越合金鋳工株式会社富山工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年7月28日　富山地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人前原捷一郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成27年7月28日　名古屋法務局